

スライド 1

大阪市環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループの中山です。それでは、建設系産業廃棄物の適正処理について説明させていただきます。

スライド 2

早速ですが、これから説明させていただく内容をお伝えします。

- 1 つめに、法律上の廃棄物の区分について説明します。
- 2 つめに、建設系廃棄物の適正処理に関する、法律上の規定等について説明します。
- 3 つめに、処理に注意を要する廃棄物の処理について、説明します。

スライド 3

まず、1 つめの廃棄物の区分について、説明いたします。

スライド 4

「廃棄物」とは、占有者が自ら利用できなくなったり、他人に有償で売却することができないために、不要となった物をいいます。

廃棄物は大きく分けて、一般家庭から発生する廃棄物と、事業活動によって発生する廃棄物「事業系ごみ」に分かれます。

事業活動によって発生する事業系ごみは、さらに「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分かれます。

「産業廃棄物」は、法や政令で定められている 20 種類を指し、建設工事現場から発生する廃棄物などが該当します。

事業系一般廃棄物には、産業廃棄物以外の廃棄物のことで、事務所から出る紙ごみや生ごみなどが該当します。

また、有害性の高い廃棄物は、「特別管理一般廃棄物」「特別管理産業廃棄物」に区分されます。

なお、浚渫土や建設発生土は土砂であるため、廃棄物処理法の規制対象外となっています。

スライド 5

次に、産業廃棄物の種類について説明します。

産業廃棄物は、事業活動によって生じた廃棄物のうち、燃え殻や汚泥など、法及び政令で定められた 20 種類をいいます。

一部のものは、「業種の指定」があり、排出される業種によって「産業廃棄物」か「事業系一般廃棄物」に分かれます。

例えば、建設工事で紙くず、木くず、繊維くずが排出されることがあると思いますが、これらは建設業においては「産業廃棄物」になります。

一方、建設現場の事務所から紙くず、木くず、繊維くずが発生する場合（例えば、コピー用紙や木製の机、綿 100%の服など）は「事業系一般廃棄物」になります。

工事から発生する産業廃棄物として、建設系産業 7 品目や 8 品目と呼ばれているもので「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず」があると思いますが、「汚泥」も建設工事に伴って生じる産業廃棄物になります。

スライド 6

いまお伝えした産業廃棄物の中で、「石綿含有産業廃棄物」「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」については、特別管理産業廃棄物には該当しませんが、処理に注意を要する産業廃棄物として、別途定義づけられています。

「石綿含有産業廃棄物」は、石綿含有建材の中では比較的飛散が少ないといわれる P タイルやスレートなどのことで、建設業の皆様はよくご承知かとは思いますが、後ほど少し説明をさせていただきます。

また、「水銀使用製品産業廃棄物」と「水銀含有ばいじん等」については、平成 29 年 10 月 1 日から施行された新たな定義で、身近なものには、「蛍光灯」「水銀灯」などがあります。

これらは「水銀使用製品産業廃棄物」に該当し、通常の産業廃棄物の基準に加えて、保管や運搬の際は、他の廃棄物と混合しないように仕切りを設けて保管することや、破損しないよう容器に入れて運搬する等の対策が求められます。また、これらの処理を委託する際には、「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託する必要があります。

スライド 7

次に、特別管理産業廃棄物について説明させていただきます。

爆発性や毒性、感染性があるものや、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもので、政令で定めるものを特別管理産業廃棄物といいます。特別管理産業廃棄物は、通常の産業廃棄物と比較して、排出から処分までの過程でより一層厳密な管理が必要となります。

この中で建設業のみなさんに特に関わりがあるものとして、「廃石綿等」があります。

この「廃石綿等」は、吹付け石綿（いわゆるレベル1）や石綿を含んだ保温材や断熱材（いわゆるレベル2）などの比較的飛散性が高いものが該当します。

また、「PCB 廃棄物」についても解体建物に残されていることがあります。

スライド 8

ここからは、建設系廃棄物の処理について、説明させていただきます。

スライド 9

まず、排出事業者の責任についてですが 廃棄物処理法には、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において、適正に処理しなければならない。」とあり、事業活動に伴って生じた廃棄物は、その廃棄物を発生させた事業者、つまり排出事業者がその処理責任を有しています。

処理そのものは、自ら処理するほかに処理業者に委託することは可能ですが、委託した場合であっても排出事業者が処理責任があることには変わりませんのでご注意の程お願いいたします。

スライド 10

一方で、建設工事に伴い生じる産業廃棄物の処理責任についてですが、こちらは、「元請業者」が処理の責任を負うことが明記されています。

ですので、建設工事から生じる産業廃棄物については、元請業者が自らの産業廃棄物として処理するか、その処理を産業廃棄物の許可業者に委託する必要があります。

原則として、「下請業者」が元請業者の産業廃棄物を運搬したり、一時保管したり、処分を行う時には、下請業者が産業廃棄物処理業の許可を有しておく必要があります。

産業廃棄物処理業の許可は、他者の廃棄物を収集運搬、または処分する場合に必要な許可

ですので、下請業者が許可を持たずに処理することは、廃棄物処理法違反となります。

この場合、元請業者及び下請業者どちらも処罰の対象になりえますので、ご注意ください。

また、例外として、PCB 廃棄物は、「譲渡し」及び「譲受け」が制限されているため、PCB 廃棄物の処理責任は、建物所有者（保管者）にあり、工事業者が代わりに処理することはできません。

PCB 廃棄物には処理するための期限が定められているため、工事の際に新たに発見された場合、元の建物所有者へ速やかに連絡して頂くようお願いいたします。

スライド 11

次に、産業廃棄物の保管基準について、説明します。

産業廃棄物を工事現場から搬出するまでの保管については、守るべき基準がいくつかあり、周辺の生活環境の保全上、支障のないように保管しなければなりません。

次のスライドから、イメージ図と合わせて説明します。

スライド 12

産業廃棄物保管場所では、

- ・保管場所の周囲に囲いを設置すること
- ・保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透しないことと、悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること

保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝などの設備を設けることと、床面を浸透しない材料で覆うこと

保管の場所にねずみが生息したり、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすることが必要となります。

これに加えて、特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物は、ほかの物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置が必要となります。

スライド 13

続いて、屋外で容器を用いずに保管する場合で、

- ・右上の図のように、保管する廃棄物が囲いに接しない場合は、50%勾配以下の高さになるように廃棄物を保管すること

- ・左上の図のように、保管する廃棄物が囲いに接していて、廃棄物の負荷が直接かかる場合は、囲いの内側2 mは囲いの上端より50cm以上低くすること

その際、廃棄物が崩れてこないように、囲いより2 m以上内側についても50%勾配以下の高さで保管することが求められています。

産業廃棄物の保管に関しては、市民の方から当グループに多くの苦情が寄せられており、本市が現場立ち入りさせていただくこともあります。

中には50%勾配を超える高さで保管されていた事例もありますので、保管高さは基準を超えないよう、くれぐれもご注意ください。

また、掲示板についてですが、60 cm×60 cm以上の大きさと、見やすい場所に掲示板を設置することが求められています。

掲示板には、「産業廃棄物の保管場所である旨、保管場所の管理者の氏名又は名称と連絡先、保管する産業廃棄物の種類」を記載してください。

屋外で保管する場合は、「最大保管高さ」の表示も必要となります。

スライド 14

次に届出の話になりますが、排出事業者が、産業廃棄物の発生場所とは別の場所である自らの敷地に、産業廃棄物を移動させて保管する場合は届出が必要となる場合があります。

「自家保管」や「事業場外保管」などと言われますが、元請業者が産業廃棄物を工事現場外において自ら保管する場合は、産業廃棄物処理業の許可は不要ですが、ご覧のような一定規模以上の保管を行う場合は、原則、事前に届出が必要です。保管場所が大阪市内の場合は、当グループに届出いただくこととなります。

建設業の方の場合でお伝えしますと、

まず、表の中の赤字にあるように、「産業廃棄物を保管する保管場所そのものの面積が300m²以上」であれば、廃棄物処理法に基づく届出が必要です。

次に、真ん中の段の赤字にあるように、保管場所は300 m²未満だが、「保管を行う事業場の事務所や駐車場などすべてを含む敷地全体の面積が200m²以上」であれば、大阪市条例に基づく届出が必要になります。

これらに該当しない場合は、届出は特に必要ありません。

スライド 15

今お伝えした届出については、届出者の氏名、住所や、保管する産業廃棄物の種類や保管場所の面積などに変更があった場合は変更届が必要となります。

また、届出を行っていた保管場所を廃止する場合は、廃止届が必要となります。

法に基づく届出を行っている場合は、変更届は前日まで、廃止届は廃止のあった日から 30 日以内に届出を行ってください。

大阪市条例に基づく届出を行っている場合は、氏名や住所などの変更届は変更のあった日から 10 日後まで、保管計画の変更の場合は 2 週間前までに届出を行ってください。

廃止届は廃止のあった日から 10 日後までに提出が必要となります。

スライド 16

なお、保管届出に関して違反した場合、法または市条例に基づく届出義務違反となり、それぞれ罰則があります。

主なものとして、法律では、届出等を行わなかった場合、6 月以下の懲役、又は 50 万以下の罰金となります。

市条例では、届出等を行わなかった場合、罰則として 20 万円以下の罰金となります。

本日配付の資料の、これの 2 つ前のスライドに QR コードを載せておりますので、よろしければご活用ください。

スライド 17

次に、産業廃棄物を自社で収集運搬する場合の基準について説明します。

自社の産業廃棄物を収集運搬する場合、収集運搬業の許可は不要ですが、産業廃棄物許可業者と同様に、ご覧のような処理基準を守る必要があります。

スライド 18

車両の両側面には、スライド左上のような、産業廃棄物収集運搬をしている旨と会社名の表示が必要です。

車両に表示する文字は、見やすく、鮮明に、識別のしやすい色にしてください。

また、「氏名又は名称及び住所、 運搬する産業廃棄物の種類・数量、産業廃棄物を積載した日や、積載した事業場の情報、運搬先の事業場の情報」を記載した書類の携帯が義務となっています。

スライド 19

次に、産業廃棄物収集運搬業の「許可を持つ場合」についてですが、
車両の表示については、基本的には先ほどお伝えした自社運搬と同様に、「産業廃棄物収集運搬している旨と業者名」に加えて、「許可番号の下 6 桁」を記載する必要があります。
また、紙マニフェストを使用している場合は、紙マニフェストを携帯し、電子マニフェストの場合は、電子マニフェスト加入証と、運搬する廃棄物の種類等が書かれた受け渡し確認票などの書面を携帯します。
産業廃棄物収集運搬業許可証の写しは紙マニフェスト、電子マニフェストいずれの場合も携帯する必要があります。

スライド 20

ここからは、排出事業者、つまり建設工事では元請業者が、産業廃棄物処理業者に処理を委託する場合について説明させていただきます。
事業者が産業廃棄物処理業者に収集運搬、または処分を委託する場合には、排出する事業者が、収集運搬業者、処分業者とそれぞれ、書面による契約を結ばなければなりません。
下請業者に産廃契約を結ばせて、廃棄物の処理を一任することはできません。

スライド 21

委託契約書に記載すべき事項については、このスライド及び、次のスライドで示しておりますように、様々な項目の記載が定められています。
時間の都合上一つずつお伝えするのは割愛させていただきますが、改めて確認いただけましたらと思います。

スライド 22

先ほどのスライドの続きとなります。これらの内容につきましては、法定記載事項になりますので必ず契約書に記載いただくようお願いいたします。

また、契約書の添付書類として、産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可証の写しが必要になります。

スライド 23

次に、マニフェストについてお話させていただきます。

産業廃棄物を処理業者に引き渡す際には、排出事業者が「産業廃棄物管理票」を処理業者に交付しなければならず、紙マニフェストの場合は処理業者に交付し、電子マニフェストの場合はシステム上でデータ入力を行わなければなりません。

「マニフェスト制度」とは、排出事業者が収集運搬業者、処分業者に委託した産業廃棄物が、委託契約どおりに適正に処理されたことを一貫して把握・管理することにより、不法投棄の防止など、適正な処理を確保することを目的に、廃棄物処理法に規定された制度です。

紙マニフェストは 7 枚または 8 枚つづりのものですが、排出事業者が処理業者に、紙マニフェストを交付する際には、A 票を手元に残し、B 票以降を渡してください。

処理が終われば、収集運搬業者及び処分業者から、B2、D、E 票が手元に帰ってきますので、排出した産業廃棄物が適正処理されたことを必ず確認し、A 票と併せて、原本を 5 年間保管するようにしてください。

スライド 24

次に電子マニフェストシステムについて説明します。

ご使用の事業者様も多いと思いますが、電子マニフェストは、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（いわゆる JW センター）において情報管理されているシステムで、廃棄物処理法で定める事項をシステムに入力することで、処理の状況を管理するものです。

電子マニフェストを使用すると、JW センターに電子データで保存されるため、紙マニフェストのように各事業者が保管する必要がなくなり、紛失の心配もありません。

ただし、電子マニフェストシステムの利用には、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の 3 者すべてが加入していることが条件となります。

過去に本市の発注工事においてマニフェストの偽造などといった不正使用が判明したことから、再発防止策として、令和 4 年 4 月より本市発注のすべての工事において、電子マニフェストの使用が義務化されています。

義務化に際し、理由なく紙マニフェストを使用した場合は、2 月の入札参加停止等のペナ

ルティが課せられることになりました。

スライド 25

電子マニフェストを使用するメリットは大きく3つあります。

まず1つ目に「事務処理の効率化」が挙げられます。マニフェストの情報がJWセンターに電子データで保存されるため、紙マニフェストのように各事業者が5年間保存する必要がなくなります。

また紙マニフェストと比較して、廃棄物の処理状況の確認が容易になります。

さらに、毎年6月末までに排出事業場を管轄する自治体あてに行っていただく、廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出も不要となります。

2つ目に「法令遵守 コンプライアンス」が挙げられます。法律で定められた記載事項に漏れがあると通知する機能があり、また紙マニフェストと異なり紛失の恐れがありません。

さらに、運搬終了や中間処分終了、最終処分終了の報告期限に迫っているにも関わらず終了報告がされていないマニフェストについては、JWnet から通知があるため、確実な処理状況の把握がしやすくなります。

3つ目に「データの透明性の確保」が挙げられ、電子マニフェストの情報は排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が常に最新の情報を閲覧することができ、修正や取消には修正事項に関係する事業者の承認がないとできないため、容易に偽造や改ざんができないようになっていることが、挙げられます。

このように電子マニフェストには、さまざまなメリットがありますので導入がまだの事業者様はご検討をお願いします。

スライド 26

少し話は変わりますが、多量排出事業者制度についてご説明します。

多量排出事業者とは、前年度の特別管理産業廃棄物を除く産業廃棄物の発生量が1000t以上、または特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上の事業場を設置している事業者をいいます。

大阪市内において多量排出の事業場を設置している場合は、本市に産業廃棄物処理計画書、産業廃棄物処理計画実施状況報告書を毎年6月末までに提出してください。

先ほど「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」については、電子マニフェスト使用の場合は本市あての提出は不要だとお伝えしましたが、多量排出事業者の計画書と報告書につい

ては、電子マニフェストと紙マニフェストどちらの場合でも提出が必要となりますので、お忘れないようにお願いします。

スライド 27

多量排出事業者に該当するかの判断事例を説明させていただきます。

大阪市内の工事現場において、産業廃棄物の発生量が 1000t 以上であるかで判断し、大阪市外で発生した産業廃棄物は含みません。

一つ目のケースでは、大阪市内での産業廃棄物の発生量が 1000t 以上である為、大阪市内に多量排出の書類提出が必要となります。また、大阪市外での発生量も 1000t 以上である為、他の行政庁にも提出が必要である可能性があります。

二つ目のケースでは、大阪市内の産業廃棄物の発生量が 1000t 以上である為、大阪市内に多量排出の書類提出が必要となります。市外の排出量は 1000t 未満なので、市外では多量排出事業者とはなりません。

三つ目のケースでは、合計は 1600t で、1000t 以上ではありますが、大阪市内は 1000t 未満である為、大阪市内に多量排出の書類提出は必要ありません。

ここでは普通産業廃棄物の事例でお話させていただきましたが、特別管理産業廃棄物も同様の考え方になり、1000t ではなく 50t 以上かどうかで考えていただくこととなります。

スライド 28

続きまして、多量排出事業者に該当する場合の、多量排出事業者産業廃棄物処理計画書、実施状況報告書の提出時期についてご説明します。

前年度の排出量が 1000t 以上の場合、当該年度に計画書が必要となります。

計画書を提出した翌年度には、報告書の提出が必要となります。

例えば、1 つ目のケースで、令和 5 年度から毎年 1000t 以上排出があり続けるケースですが、この場合は令和 5 年度に 1000t 以上なのでその翌年の令和 6 年度は計画書が必要です。令和 7 年度は令和 6 年度の報告書が必要で、令和 6 年度に 1000 t 以上なので計画書も必要です。令和 7 年度以降も同様に、毎年計画書と報告書の提出が必要です。

2 つ目のケースは、R5 年度と R6 年度が 1000t 以上で、それ以降は 1000t の排出がないケースになります。この場合は、1 段目のケースと同じで、令和 5 年度に 1000t 以上なので、令和 6 年度は計画書が必要で、令和 7 年度は計画書と報告書が必要になります。ですが、令和 7 年度は 1000t 以上ではないので、令和 8 年度は計画書の提出は不要となり、報告書のみが必要になります。

ここで注意していただきたいのですが、令和 7 年度の排出量が 0 t で排出の実績が全くなかったとしても、令和 8 年度に、「0 t」として報告書の提出が必要となります。ご提出がない事業者さんが毎年いらっしゃいますので、お忘れないようお願いいたします。

最後の 3 つ目のケースは、令和 6 年度のみ 1000t 以上の場合です。令和 7 年度は、令和 6 年度が 1000t 以上なので計画書が必要で、令和 8 年度は令和 7 年度の報告書が必要となります。この場合も先ほどと同じく、令和 7 年度に排出の実績がなかったとしても令和 8 年度に報告書が必要となります。

スライド 29

多量排出事業者制度による計画書と報告書の様式や、提出方法は大阪市ホームページに掲載しております。

なお、計画書と報告書のご提出はメールでお願いいたします。また、PDF ファイルだと集計などができないため、エクセルファイルでのご提出をお願いいたします。

また、詳しい内容については多量排出事業者制度の手引きに掲載しておりますので、参考にいただければと思います。

スライド 30

ここまで廃棄物の処理にかかる基準などについて説明させていただきましたが、万が一違反した場合にどのような行政処分があるかを説明します。

一つ目の改善命令ですが、処理基準や保管基準に適合していない場合は改善命令の対象となり、対象者は期限を定めて措置を講じることが求められます。

二つ目の措置命令ですが、不法投棄等の不適正な処分が行われたことにより生活環境保全上に支障が生じたり、おそれがある場合には、委託基準に違反した排出事業者、マニフェスト制度に定める義務に違反した排出事業者も、不適正処理の原状回復をするための措置命令の対象となります。

三つ目の措置命令については、不適正処理を行った処分業者などが原状回復の措置を履行できないときは、その業者に著しく安価で委託していたり、不適正処理されることを知っていた排出事業者も措置命令の対象となるものです。

最後に、行政代執行ですが、原状回復のために行政が代執行した場合、その費用は委託基準やマニフェスト制度に違反した者が請求されることもあります。

スライド 31

また参考までに、罰則に関してもご紹介させていただきます。

廃棄物処理法の罰則は他法令と比較しても大変厳しいものとなっており、排出事業者に係る主な部分を紹介いたします。

無許可業者に委託したり、措置命令に違反、不法投棄、違法な焼却いわゆる野焼きをした場合は5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその併科となります。

許可業者であっても契約等の基準に違反した場合、保管、運搬、処分の基準に違反し改善命令を履行しなかった場合は3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科となります。

マニフェストを交付しなかったり、規定された事項を記載しないもしくは虚偽の記載をして交付した者、マニフェストを保存しなかった者は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。

このように、委託基準、マニフェスト制度の遵守は、排出事業者自らの身を守るためにも大変重要なものになります。

スライド 32

ここからは、建設現場で特に注意が必要な産業廃棄物について説明します。

スライド 33

まず、特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」について、説明します。

「廃石綿等」には、吹付け石綿や石綿を含んだ保温材や耐火被覆材などが該当します。

スライド 34

「廃石綿等」の処理するための基準としては、

- ・他の廃棄物と区分し、収集運搬、保管を行うこと。
- ・特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」を保管する旨の表示をすること。

に加え、

- ・耐水性の材料で梱包等の飛散防止措置をとることが必要です。

また、

- ・処分方法は、「熔融、無害化処理もしくは、埋立処分」に限定されています。

スライド 35

次に「石綿含有産業廃棄物」についてです。

「石綿含有産業廃棄物」は、廃石綿等を除く、重量の 0.1%以上石綿を含むものが該当し、代表的なものには、「スレート」や「P タイル」といった石綿含有成形板（レベル 3）が挙げられます。

スライド 36

石綿含有産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」には該当しませんが、処理に注意が必要です。

廃棄物として保管・収集運搬する場合には、飛散防止措置として、荷重による変形又は破断の防止のため整然と積み重ねることや、シート掛けやこん包等の措置のほか、他の廃棄物と区分することが求められます。

そのほか、処分するためには、「溶融、無害化処理もしくは、埋立処分」と方法が限定されています。

なお、原則として、石綿含有産業廃棄物は破碎したり極力割ってしまわないように保管し、収集運搬業者に引き渡すようお願いします。

スライド 37

次に令和 3 年 3 月に改訂された「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」について、少し紹介します。

この表は、石綿含有産業廃棄物となる、建材の種類と取扱上の留意事項をとりまとめたものとして、マニュアルに掲載されているものです。

大気汚染防止法や石綿障害予防規則が改正されたことに伴って本マニュアルでも整理が行われ、「石綿含有産業廃棄物」として、石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種や石綿含有仕上塗材、下地調整塗材、これらの除去時に器具等に付着した石綿含有建材があげられています。

これらの建材の廃棄物については、比較的飛散性の高いおそれのあるものとして、排出や処理時の取扱いに注意が必要となります。

スライド 38

今お伝えした建材の廃棄物については、比較的飛散性の高いおそれのあるものとして、排出や処理時の取扱いに注意が必要となっており、他の産業廃棄物より強い飛散防止措置が求められています。「石綿含有けい酸カルシウム板第1種」及び「除去作業において使用した器具等に付着した石綿含有建材」については、状況に応じて、フレキシブルコンテナや十分な強度を有するプラスチック袋等にこん包することが求められます。

石綿含有仕上塗材、石綿含有下地調整塗材については、除去の工法によっては粉状又は泥状であることもあるため、袋の破損が起こると廃棄物が流出する可能性が高いため、2重こん包等による確実なこん包が求められます。

スライド 39

大阪市のホームページ上では建設工事等における産業廃棄物の適正処理のために必要な情報や、参考となる外部サイトを紹介しておりますので、参考にしていただければと思います。

スライド 40

以上で私からの説明を終わります。ご清聴ありがとうございました。